

○福岡県臨時警察職員に関する事務取扱要領の制定について（概要）

（平成7年福岡県警察本部内訓第3号）

この内訓は、地方公務員法(昭和22年法律第49号)第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条等の規定に基づく臨時的に任用される職員の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 臨時職員の任用
- 臨時職員の辞職
- 臨時職員の服務等
- 臨時職員の休暇

などの項目からなっている。